

## 資料4

### 部会決議報告

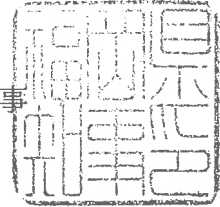
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例  
に規定する排水基準の改正について



6 環 保 第 1 6 6 1 号  
令 和 7 年 1 月 2 1 日

福 岡 県 環 境 審 議 会 会 長 殿

福 岡 県 知 事  
( 環 境 部 環 境 保 全 課 )



福 岡 県 公 害 防 止 等 生 活 環 境 の 保 全 に 関 する 条 例 に 規 定 す る  
排 水 基 準 の 改 正 に つ い て ( 諮 問 )

こ の こ と に つ い て 、 福 岡 県 公 害 防 止 等 生 活 環 境 の 保 全 に 関 する 条 例 ( 平 成 1 4 年 福 岡 県  
条 例 第 7 9 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ) 第 6 条 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 事 項 に つ い て 諮 問  
し ま す 。

記

- 1 条 例 第 2 条 第 5 項 第 2 号 に 規 定 す る 水 の 汚 染 状 態 を 示 す 項 目 の 改 正
- 2 条 例 第 2 3 条 第 1 項 に 規 定 す る 排 水 基 準 の 改 正

6 福 環 審 第 7 号

令和7年2月27日

福 岡 県 知 事 殿

福岡県環境審議会会長



福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する  
排水基準の改正について（答申）

令和7年1月21日付け6環保第1661号で諮問のあったことについて、下記のとおり  
答申します。

記

原案のとおり決定されることが適当である。

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する  
排水基準の改正について（案）

- 1 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成14年福岡県条例第79号。以下「条例」という。）第2条第5項第2号に規定する水の汚染状態を示す項目の変更（福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成15年福岡県規則第35号。以下「施行規則」という。）第3条関係）

水の汚染状態を示す項目のうち「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更する。

- 2 条例第23条第1項に規定する排水基準の改正（施行規則第8条関係）

排水基準のうち、六価クロム化合物に係る許容限度を0.5 mg/L から0.2 mg/L に改める。

また、「大腸菌群数」の項目名を「大腸菌数」に変更し、その許容限度を1ミリリットルにつき800コロニー形成単位と設定する。

<参考資料>

- 参考資料1 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例・施行規則(抄)
- 参考資料2 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則改正案
- 参考資料3 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 条例・規則対照表



参考資料 1 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例・施行規則(抄)

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(抄)

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(抄)

(定義)

第二条

1～4 (略)

5 この条例において「汚水」とは、工場又は事業場から排出される水又は廃液であつて、次の各号のいずれかの要件を備えるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。

二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

6～8 (略)

(意見の聴取意見の聴取)

第六条 知事は、次に掲げる場合は、福岡県環境審議会の意見を聴かなければならない。

一 有害大気物質及び有害物質を定め、又はこれらを変更しようとする場合

二 (略)

三 第十三条に規定する排出基準、第十四条に規定する基準、第二十三条に規定する排水基準及び第三十四条に規定する規制基準を定め、又はこれらを変更しようとする場合

(有害物質)

第二条 条例第二条第五項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一～四 (略)

五 六価クロム化合物

六～二十六 (略)

(水素イオン濃度等の項目)

第三条 条例第二条第五項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

一～十 (略)

十一 大腸菌群数

十二 (略)

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(抄)

(排水基準の設定)

第二十三条 排水基準は、排出水の汚染状態について、規則で定める。  
 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、第二条第五項第二号に規定する項目について項目ごとの量又は程度について定める許容限度とする。

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(抄)

(排水基準)

第八条 条例第二十三条第一項に規定する排出水の汚染状態に係る排水基準は、別表第一の二に掲げるとおりとする。

別表第一(第四条、第十二条、第十三条)

汚水に係る特定施設及び排水基準

- 一 (略)
- 二 排水基準
- イ 有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準(抄)

有害物質の種類	排水基準(許容限度)
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム

ロ その他の排出水の汚染状態に係る排水基準(抄)

項目	排水基準(許容限度)
大腸菌群数(単位 一立方センチメートルにつき個)	日間平均三、〇〇〇

参考資料2 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 改正案

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（現行）

（水素イオン濃度等の項目）  
 第三条 条例第二条第五項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 十 大腸菌群数
- 十一 大腸菌群数
- 十二 (略)

- 別表第一（第四条、第十二条、第十三条）  
 汚水に係る特定施設及び排水基準
- 一 (略)
  - 二 排水基準
  - イ 有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

有害物質の種類	排水基準（許容限度）
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
(略)	(略)

ロ その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

項目	排水基準（許容限度）
大腸菌群数(単位 一立方センチメートルにつき個)	日間平均三、〇〇〇
(略)	(略)

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（改正案）

（水素イオン濃度等の項目）  
 第三条 条例第二条第五項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 十 (略)
- 十一 大腸菌群数
- 十二 (略)

- 別表第一（第四条、第十二条、第十三条）  
 汚水に係る特定施設及び排水基準
- 一 (略)
  - 二 排水基準
  - イ 有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

有害物質の種類	排水基準（許容限度）
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム
(略)	(略)

ロ その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

項目	排水基準（許容限度）
大腸菌数(単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均八〇〇
(略)	(略)



条例	規則
<p>○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 (平成十四年福岡県条例第七十九号)</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第六条)</p> <p>第二章 特定施設の届出等(第七条―第十二条)</p> <p>第三章 大気の保全(第十三条―第二十二条)</p> <p>第四章 水質の保全</p> <p>    第一節 水質汚濁の防止(第二十三条―第二十八条)</p> <p>    第二節 地下水の水質の保全(第二十九条―第三十一条)</p> <p>    第三節 事故発生時の措置(第三十二条・第三十三条)</p> <p>第五章 騒音又は振動の防止(第三十四条―第三十七条)</p> <p>第六章 その他の生活環境への負荷の低減(第三十八条―第四十条)</p> <p>第七章 雑則(第四十一条―第四十四条)</p> <p>第八章 罰則(第四十五条―第五十七条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保する上において、生活環境の保全上の支障を防止することがきわめて重要であることにかんがみ、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止及び生活環境への負荷の低減について必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「生活環境への負荷」とは、人の活動により生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に加えられる影響であって、生活環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。</p> <p>3 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。</p>	<p>○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 (平成十五年福岡県規則第三十五号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成十四年福岡県条例第七十九号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

条例	規則
<p>一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物</p> <p>二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん</p> <p>三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの（以下「有害大気物質」という。）</p> <p>4 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。</p> <p>5 この条例において「汚水」とは、工場又は事業場から排出される水又は廃液であって、次の各号のいずれかの要件を備えるものをいう。</p> <p>一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。</p>	<p>(有害物質)</p> <p>第二条 条例第二項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 シアン化合物</p> <p>三 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェート（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェート（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェート（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオホスフェート（別名EPN）に限る。</p> <p>四 鉛及びその化合物</p> <p>五 六価クロム化合物</p> <p>六 ひ素及びその化合物</p> <p>七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>八 ポリ塩化ビフェニル</p> <p>九 トリクロロエチレン</p> <p>十 テトラクロロエチレン</p> <p>十一 ジクロロメタン</p> <p>十二 四塩化炭素</p> <p>十三 一・二・ジクロロエタン</p> <p>十四 一・一・ジクロロエチレン</p> <p>十五 一・二・ジクロロエチレン</p> <p>十六 一・一・一・トリクロロエタン</p> <p>十七 一・一・一・二・トリクロロエタン</p>

条例	規則
<p>二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。</p>	<p>十八 一・三-ジクロロプロペン                  十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）                  二十 ニ-クロロ-四・六-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）                  二十一 S-四-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）                  二十二 ベンゼン                  二十三 セレン及びその化合物                  二十四 ほう素及びその化合物                  二十五 ふっ素及びその化合物                  二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物                  二十七 塩化ビニルモノマー                  二十八 一・四-ジオキサン</p> <p>(水素イオン濃度等の項目)                  第三条 条例第二項第五項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。                  一 水素イオン濃度                  二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量                  三 浮遊物質                  四 ノルマルヘキサノール抽出物質含有量                  五 フェノール類含有量                  六 銅含有量                  七 亜鉛含有量                  八 溶解性鉄含有量                  九 溶解性マンガン含有量                  十 クロム含有量                  十一 大腸菌群数                  十二 窒素又はりん含有量（湖沼植物プランクトン等の著しい増殖をもたらすおそれがある場合として水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第一条の三に定める場合におけるものに限る。）</p>

規則	条例
<p>(特定施設)                      第四条 条例第二条第六項に規定する特定施設は、ばい煙、汚水及び騒音に係る施設ごとに、それぞれ別表第一上欄、別表第二の一及び別表第三の一に掲げる施設とする。</p>	<p>6 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん若しくは汚水を排出する施設又は騒音若しくは振動を発生する施設（以下「排出施設」という。）であって規則で定めるものをいう。</p> <p>7 この条例において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。</p> <p>8 この条例において「排出水」とは、汚水に係る特定事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水をいう。</p> <p>(県の責務)                      第三条 県は、公害防止のために必要な規制、監視測定体制の整備、調査の実施、科学技術の振興、知識の普及及び施設の整備、地域開発施策における公害防止の配慮その他の公害防止施策及び生活環境への負荷を低減するための施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>2 県は、事業活動を行うに当たっては、公害の防止及び生活環境への負荷の低減に資するよう、自ら率先して努めなければならない。</p> <p>3 県は、他の地方公共団体と協力して広域にわたる施策を実施することにより、生活環境保全上の支障の防止に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)                      第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、生活環境への負荷を低減するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用又は廃棄されることによる公害の発生を防止に資するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、公害の防止及び生活環境への負荷の低減のため、従業員の教育その他管理体制の整備に努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、県が実施する公害の防止及び生活環境への負荷の低減のための施策に協力しなければならない。</p> <p>(県民の責務)                      第五条 県民は、生活環境への負荷を低減し、及び公害を発生させることがないよう努めなければならない。</p> <p>2 県民は、県が実施する公害の防止及び生活環境への負荷の低減のための施策に協力しなければならない。</p>

条例	規則
<p>らない。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第六条 知事は、次に掲げる場合は、福岡県環境審議会の意見を聴かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 有害大気物質及び有害物質を定め、又はこれらを変更しようとする場合</li> <li>二 特定施設を定め、又はこれらを変更しようとする場合</li> <li>三 第十三条に規定する排出基準、第十四条に規定する基準、第二十三条に規定する排水基準及び第三十四条に規定する規制基準を定め、又はこれらを変更しようとする場合</li> </ul> <p>第二章 特定施設の届出等</p> <p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第七条 特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、騒音又は振動に係る特定施設については、工事の開始の日の三十日前までに届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>二 工場又は事業場の名称及び所在地</li> <li>三 特定施設の種別</li> <li>四 次のイからホまでに掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ばい煙に係る特定施設                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定施設の構造</li> <li>(2) 特定施設の使用の方法</li> <li>(3) ばい煙の処理の方法</li> </ul> </li> <li>ロ 粉じんに係る特定施設                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定施設の構造</li> <li>(2) 特定施設の使用及び管理の方法</li> </ul> </li> <li>ハ 汚水に係る特定施設                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定施設の構造</li> <li>(2) 特定施設の使用の方法</li> <li>(3) 汚水の処理の方法</li> <li>(4) 排水の汚染状態及び量</li> </ul> </li> <li>ニ 騒音に係る特定施設                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定施設の種別ごとの数</li> <li>(2) 騒音の防止の方法</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>(届出)</p> <p>第五条 条例第七条第一項、第八条第一項、第九條第一項若しくは第二項又は第十二条第三項の規定による届出は、別表第三の上欄に掲げる届出の種類に応じ、それぞれ同表の当該中欄に掲げる届出書によってしなければならない。この場合において、条例第七条第二項（条例第八条第二項又は第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める添付書類は、当該下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(届出書の提出部数)</p> <p>第六条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。</p>

条例	規則
<p>ホ 振動に係る特定施設</p> <p>(1) 特定施設の能力ごとの数</p> <p>(2) 振動の防止の方法</p> <p>(3) 特定施設の使用方法</p> <p>五 その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第八条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第九条 第七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 第七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七条第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第七条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>(計画変更命令等)</p> <p>第十条 知事は、ばい煙又は汚水に係る特定施設について第七条第一項又は前条第二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る当該特定施設から排出されるばい煙の量又は排出水の汚染状態が、それぞれ第十三条の排出基準又は第二十三条の排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条第二項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第七条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、騒音又は振動に係る特定施設について第七条第一項又は前条第二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定事業場において発生する騒音又は振動が第三十四条の規</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第七条 条例第七條第一項第五号に規定する規則で定める届出事項は、汚水に係る特定事業場における用水及び排水の系統並びにその他の参考事項とする。</p>

条例	規則
<p>制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>(実施の制限)</p> <p>第十一条 ばい煙又は汚水に係る特定施設について第七条第一項の規定による届出をした者又は第九条第二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水の処理の方法の変更をしてはならない。</p> <p>2 知事は、第七条第一項又は第九条第二項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。</p> <p>(承継)</p> <p>第十二条 第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>2 第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則（＝第5条）で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第三章 大気の保全</p> <p>(ばい煙に係る排出基準の設定)</p> <p>第十三条 ばい煙に係る排出基準は、ばい煙に係る特定施設において発生するばい煙について、規則で定める。</p> <p>2 前項の排出基準は、いおう酸化物については第一号、ばいじんについては第二号、有害大気物質については第三号に掲げる許容限度とする。</p> <p>一 排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、排出口の高さ（規則で定める方法により補正を加えたものをいう。）に応じて定める許容限度</p> <p>二 排出口から大気中に排出されるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度</p>	

条例	規則
<p>三 排出口から大気中に排出される有害大気物質の量について、有害大気物質の種類及び施設の種別ごとに定める許容限度</p> <p>(粉じんに係る基準の設定) 第十四条 粉じんに係る特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準は、規則で定める。</p> <p>(ばい煙に係る排出の制限) 第十五条 ばい煙に係る特定施設からばい煙を排出する者は、当該特定施設の排出口において第十三条の規定による排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設から排出されるばい煙については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合においては、一年間）は適用しない。</p> <p>(粉じんに係る基準の遵守義務) 第十六条 粉じんに係る特定施設の設置者は、当該特定施設に係る第十四条の規定による構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。</p> <p>(ばい煙に係る改善命令等) 第十七条 知事は、ばい煙に係る特定施設からばい煙を排出する者が当該特定施設の排出口において第十三条の規定による排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該排出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(粉じんに係る基準適合命令等) 第十八条 知事は、粉じんに係る特定施設の設置者が第十四条の規定による基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定施設について当該基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(猶予の準用) 第十九条 第十五条第二項の規定は、前二条の規定による命令について準用する。</p> <p>(ばい煙量の測定等) 第二十条 ばい煙に係る特定施設の設置者で当該特定施設からばい煙を排出する者は、規則で定めるところにより、当該特定施設に係るばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ</p>	

条例	規則
<p>い。</p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第二十一条 知事は、大気の汚染が著しくなるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該大気の汚染を著しくすくおそれがある者に対して、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。</p> <p>(公害防止上の特別措置)</p> <p>第二十二条 知事は、ばい煙の排出施設が多数設置され、又は設置されることが予測される場合において、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、ばい煙の排出者又はばい煙の排出施設を設置しようとする者に対し、使用燃料の変更その他のばい煙排出量削減計画の提出を求め、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>2 前項の勧告は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づく環境基準を考慮して行うものとする。</p> <p>第四章 水質の保全</p> <p>第一節 水質汚濁の防止</p> <p>(排水基準の設定)</p> <p>第二十三条 排水基準は、排出水の汚染状態について、規則で定める。</p> <p>2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、第二条第五項第二号に規定する項目について項目ごとの量又は程度について定める許容限度とする。</p> <p>(排水に係る排出の制限)</p> <p>第二十四条 排水を排出する者は、当該特定事業場の排水口において前条の排水基準に適合しない排水を排出してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の特定事業場（設置の工事をしていない工場又は事業場を含み、既に前条の排水基準が適用されている特定事業場を除く。）から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から一年間は適用しない。</p> <p>(排水に係る改善命令等)</p>	<p>(排水基準)</p> <p>第八条 条例第二十三条第一項に規定する排出水の汚染状態に係る排水基準は、別表第一の二に掲げるとおりとする。</p>

条例	規則
<p>第二十五条 知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が特定事業場の排水口において第二十三条の排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(猶予の準用)</p> <p>第二十六条 第二十四条第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。</p> <p>(排水水の汚染状態の測定等)</p> <p>第二十七条 排水水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくしなければならない。</p> <p>2 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。</p> <p>(公害防止上の特別措置の準用)</p> <p>第二十八条 第二十二條第一項及び第二項の規定は、汚水に係る排出施設について準用する。この場合において、同条第一項中「ばい煙」とあるのは「汚水」と、「使用燃料の変更その他のばい煙排出量削減計画」とあるのは「汚水の処理の方法の改善その他の排出される水の汚染状態の改善計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第二節 地下水の水質の保全</p>	<p>(排水水の汚染状態の測定方法)</p> <p>第九条 条例第二十七条第一項の規定による排水水の汚染状態等の測定の方法は、工場又は事業場の排水基準に定められた事項について、別表第一の二のイの備考第一号及び別表第一の二のロの備考第一号に掲げる検定方法により行うものとする。</p> <p>2 前項の測定の結果は、測定記録表（様式第五号）により記録し、その記録を三年間保存しなければならない。ただし、計量法第七條の登録を受けた者から様式第六号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第十條の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七條ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあっては、当該事項の測定記録表（排水水）への記載を省略することができる。</p>

条例	規則
<p>(有害物質を含む水の地下への浸透制限) 第二十九条 工場又は事業場（水質汚濁防止法第二条第七項に規定する有害物質使用特定事業場を除く。）の設置者は、有害物質の量に関する要件その他の規則で定める要件に該当する水を地下に浸透させてはならない。</p> <p>(改善命令) 第三十条 知事は、前条に規定する工場又は事業場の設置者が、前条に規定する水を地下に浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該水の地下浸透の停止又は当該地下浸透に係る施設の必要な改善を命ずることができる。</p> <p>(地下水の水質浄化に係る措置命令) 第三十一条 知事は、工場又は事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透（水質汚濁防止法第十四条の三に規定する地下浸透を除く。）があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するために必要な限度において、当該工場又は事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置を講ずることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該工場又は事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項本文に規定する場合において、同項の浸透があつた時において当該工場又は事業場の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置を講ずることを命ずることができる。</p>	<p>(有害物質を含むものとしての要件) 第十条 条例第二十九条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第三十九号）により地下に浸透する水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。ただし、次の各号に定める場合においては、当該有害物質のうちから当該各号に定める物質を除く。</p> <p>一 第二条第十九号から第二十一号までに掲げる物質を含む農薬を適正に散布する工場又は事業場において地下水を浸透させる場合 第二条第十九号から第二十一号までに掲げる物質</p> <p>二 畜産農業若しくはサービス業の用に供する畜舎を有する事業場又は窒素含有肥料を適正に施肥する工場若しくは事業場において地下水に水を浸透させる場合 第二条第二十六号に掲げる物質</p> <p>(地下水の水質の浄化に係る措置命令等) 第十一条 条例第三十一条第一項又は第二項の規則で定める必要な限度等は、水質汚濁防止法施行規則第九条の三及び同規則第九条の四に規定する必要な限度等を準用する。この場合において「法第十四条の三」とあるのは「条例第三十一条」と、「特定事業場」とあるのは「工場又は事業場」と読み替えるものとする。</p>

条例	規則
<p>3 工場又は事業場の設置者（工場若しくは事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該工場又は事業場について前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。</p> <p>第三節 事故発生時の措置</p> <p>(水質汚濁に係る事故発生時の措置)</p> <p>第三十二条 工場若しくは事業場又は重油その他の規則で定める油（以下「油」という。）を貯留する規則で定める施設（以下「貯油施設」という。）の設置者（水質汚濁防止法第十四条の二の規定の適用がある者を除く。）は、当該工場若しくは事業場又は貯油施設において、施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質若しくは油の排出又は浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届けなければならない。</p>	<p>(油)</p> <p>第十二条 条例第三十二条第一項の規則で定める油は、次に掲げる油とする。</p> <p>一 原油 二 重油 三 潤滑油 四 軽油 五 灯油 六 揮発油 七 動植物油</p> <p>(貯油施設等)</p> <p>第十三条 条例第三十二条第一項の規則で定める施設は、次に掲げる施設のうち、事業活動に係る施設であって、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一に掲げる施設以外のものとする。</p> <p>一 前条の油を貯蔵する貯油施設 二 前条の油を含む水进行处理する油水分離施設</p>
<p>2 知事は、前項に規定する事故が生じた場合において、当該工場若しくは事業場又は貯油施設の設置者が同項に定める応急措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第三十三条 知事は、工場若しくは事業場又は貯油施設において、施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、現に人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき、当該工場若しくは事業場又は貯油施設の設置者に対し、その被害を防止するための必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>2 事故により有害物質又は油が流出した公共用水域が海域（港則法（昭和二十三年法律第七十四</p>	

条例	規則
<p>号) に基づく港の区域を含む。) 又は河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第三条第一項に規定する河川である場合は、前項の規定は適用しない。</p> <p>第五章 騒音又は振動の防止</p> <p>(規制基準の設定)</p> <p>第三十四条 騒音及び振動に係る規制基準は、騒音又は振動に係る特定事業場から発生する騒音又は振動の許容限度とし、それぞれ規則で定める。</p> <p>(規制基準の遵守義務)</p> <p>第三十五条 騒音又は振動に係る特定施設を設置している者は、当該特定事業場に係る前条の規定による規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(騒音及び振動に係る改善勧告及び改善命令)</p> <p>第三十六条 知事は、騒音又は振動に係る特定施設の設置者が第三十四条の規定による規制基準に適合しない騒音又は振動を発生させることにより、その周辺の生活環境に支障が生じていると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設に係る騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第十条第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに特定施設を設置して、若しくは振動の防止の方法の改善又は当該特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>(猶予)</p> <p>第三十七条 前条の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者 (設置の工事をしていない者を含む。) の特定事業場 (設置の工事をしていない工場又は事業場を含み、既に第三十四条の規定による規制基準が適用されている特定事業場を除く。) から発生する騒音又は振動については、当該施設が特定施設となった日から三年間は適用しない。</p> <p>第六章 その他の生活環境への負荷の低減</p> <p>(自動車使用時等における配慮)</p> <p>第三十八条 何人も、自動車 (道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第二条第二項に規</p>	<p>(騒音に係る規制基準等)</p> <p>第十四条 条例第三十四条に規定する騒音に係る規制基準は、別表第二の二のイに掲げるとおりとする。</p> <p>2 騒音の測定方法は、別表第三の二のロに掲げるとおりとする。</p>

条例	規則
<p>定する自動車(以下同じ。)を使用しようとするときは輸送効率の向上を図り、並びに車両の必要な整備及び環境に配慮した運転を行うほか、公共交通機関の利用を図ること等により、自動車からの排出ガス又は騒音による生活環境への負荷を低減するよう努めなければならない。</p> <p>2 何人も、自動車を購入しようとするときは、排出ガスを排出しない自動車、排出ガスの排出量が少ない自動車その他の生活環境への負荷が少ない自動車を購入するよう努めなければならない。</p> <p>(生活排水による水質汚濁の防止)</p> <p>第三十九条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等を心がけることにより、日常生活に伴う水質の汚濁の防止に努めなければならない。</p> <p>2 生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排水を除く。))をいう。以下同じ。)を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、浄化槽(浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽をいう。)又は集合処理施設(農業集落排水施設その他複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)を経由して公共用水域へ排出させるなど、生活排水の適正な処理に努めなければならない。</p> <p>(屋外焼却行為の制限)</p> <p>第四十条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂その他の規則で定める物を屋外で焼却し、煙又は悪臭を発生させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する焼却行為については、この限りでない。</p>	<p>(焼却を禁止する物)</p> <p>第十五条 条例第四十条第一項の規則で定める物は、次に掲げる物とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 ゴム</li> <li>二 皮革</li> <li>三 合成樹脂</li> <li>四 合成繊維</li> <li>五 タービッチ類</li> <li>六 油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)</li> <li>七 木材</li> <li>八 布</li> <li>九 紙</li> <li>十 その他知事が定める物</li> </ol> <p>(焼却設備の構造)</p> <p>第十六条 条例第四十条第一項第一号の規則で定める構造は、次に掲げる設備及び能力を有することにより、煙又は</p>
<p>条例</p>	<p>規則</p>
<p>一 規則で定める構造を有する焼却設備を用いて行う焼却行為</p>	

条例	規則
<p>二 公益上又は地域の慣習上行われる焼却行為その他の規則で定める焼却行為</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反して焼却行為が行われていることにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該焼却行為を行っている者に対し、当該焼却行為の中止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p>	<p>悪臭を発生させない構造とする。</p> <p>一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で物を焼却できるものであること。</p> <p>二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>三 外気と遮断された状態で、定量ずつ物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）</p> <p>四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。</p> <p>五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p> <p>(焼却行為)                  第十七条 条例第四十条第一項第二号の規則で定める焼却行為は、次のとおりとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な物の焼却</p> <p>二 震災、風水害、火災、凍霜その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な物の焼却</p> <p>三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な物の焼却</p> <p>四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる物の焼却</p> <p>五 製造工程において原料の処理として行われる焼却であつて、生活環境保全上の支障を生じないもの</p> <p>六 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる物の焼却であつて軽微なもの</p>

条例	規則
<p>3 何人も、第一項の規則で定める物以外の物であっても、みだりに屋外において焼却してはならない。</p> <p>第七章 雑則</p> <p>(基準の定めがない公害等の措置)</p> <p>第四十一条 知事は、法令（この条例を含む。）において排出基準、規制基準等の定めがない排出施設から排出される物質等により公害が発生し、又はそのおそれがあるときは、当該排出施設の設置者に対し、公害の発生防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第四十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者に対し、特定施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、帳簿書類、特定施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、第二十九条若しくは第三十一条に規定する地下浸透が生じた工場若しくは事業場、第三十二条に規定する事故が発生した工場若しくは事業場若しくは貯油施設が設置される土地若しくは建物若しくは第四十条に規定する屋外における焼却行為が行われた土地に立ち入り、帳簿書類、関係施設その他の物件を検査させ、又はこれらの施設の設置者、第二十九条若しくは第三十一条に規定する水を地下に浸透させた者若しくは焼却行為を行った者に対し必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(援助)</p> <p>第四十三条 県は、事業者が行う公害の防止及び生活環境の保全上の支障を防止するために必要な施設の整備について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。</p> <p>2 前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。</p>	<p>(立入検査の身分証明書)</p> <p>第十八条 条例第四十二条第三項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第六号）のとおりとする。</p>

条例	規則
<p>(市町村条例との関係)                      第四十四条 この条例の規定は、この条例の規定に相当する市町村の条例の規定が適用される当該市町村の区域には、適用しない。                      2 前項の市町村の区域及び相当する規定は、規則で定める。</p> <p>第八章 罰則</p> <p>第四十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。                      一 第十条第一項の規定による命令に違反した者                      二 第十七条又は第二十五条の規定による命令に違反した者                      三 第三十条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者                      四 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者                      五 第四十条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>第四十六条 第三十六条第二項の規定による命令（振動に係る改善命令に限る。）に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十七条 第三十六条第二項の規定による命令（騒音に係る改善命令に限る。）に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。                      一 第十五条第一項又は第二十四条第一項の規定に違反した者                      二 第十八条の規定による命令に違反した者                      三 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮こ又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十九条 第七条第一項又は第九条第二項の規定による届出（いづれもばい煙及び汚水に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(市町村条例による適用除外)                      第十九条 条例第四十四条第二項に規定する市町村の区域は北九州市の区域とし、市町村の条例の規定に相当する規定として、当該市町村の区域に適用しない条例の規定は、第二章、第三章、第四章第一節、第五章、第四十条、第四十一条、第四十二条第一項の規定とする。</p>

条例	規則
<p>第五十条 第七条第一項の規定による届出（振動に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条第一項又は第九条第二項の規定による届出（いづれも粉じんに係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第八条第一項の規定による届出（騒音又は振動に係る特定施設の届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>三 第十一条第一項の規定に違反した者</p> <p>四 第四十二条第一項の規定による報告（騒音又は振動に係る報告を除く。以下この号において同じ。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査（騒音又は振動に係る検査を除く。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>五 第四十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第五十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条第一項の規定による届出（騒音に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第八条第一項又は第九条第二項の規定による届出（振動に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>三 第四十二条第一項の規定による報告（振動に係る報告に限る。以下この号において同じ。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査（振動に係る検査に限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項又は第九条第二項の規定による届出（騒音に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第四十二条第一項の規定による報告（騒音に係る報告に限る。以下この号において同じ。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査（騒音に係る検査に限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>第五十条 第七条第一項の規定による届出（振動に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条第一項又は第九条第二項の規定による届出（いづれも粉じんに係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第八条第一項の規定による届出（騒音又は振動に係る特定施設の届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>三 第十一条第一項の規定に違反した者</p> <p>四 第四十二条第一項の規定による報告（騒音又は振動に係る報告を除く。以下この号において同じ。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査（騒音又は振動に係る検査を除く。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>五 第四十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第五十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条第一項の規定による届出（騒音に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第八条第一項又は第九条第二項の規定による届出（振動に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>三 第四十二条第一項の規定による報告（振動に係る報告に限る。以下この号において同じ。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査（振動に係る検査に限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項又は第九条第二項の規定による届出（騒音に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第四十二条第一項の規定による報告（騒音に係る報告に限る。以下この号において同じ。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査（騒音に係る検査に限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>

条例	規則
<p>第五十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第九条第一項の規定による届出（騒音又は振動に係る特定施設の届出を除く。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第五十六条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第九条第一項の規定による届出（振動に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第九条第一項の規定による届出（騒音に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に、この条例による改正前の福岡県公害防止条例の規定によって行つた処分、手続その他の行為は、改正後の福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例中これに相当する規定があるときは、改正後の同条例の相当規定によって行つたものとみなす。</p> <p>3 この条例の施行前になされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は平成十五年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成一七年規則第五六号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二四年規則第四号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の二イの改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二七年規則第五十号）</p> <p>この規則は、平成二十七年八月二十二日から施行する。</p> <p>附 則（平成二八年規則第二六号）</p>

条例	規則
	<p>この規則は、平成二十八年四月二十九日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年規則第八号)</p> <p>この規則は、令和元年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年規則第二六号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年規則第四二号)</p> <p>この規則は、令和三年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年規則第三一号)</p> <p>この規則は、令和四年十月一日から施行する。</p>

## 別表第一(第四条、第八条、第九条関係)

## 汚水に係る特定施設及び排水基準

## 一 特定施設

公共用水域に汚水(廃液を含む。)を排出する施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項のごみ処理施設(焼却施設を除く。)であって、溜式集じん装置を有するもの(以下「ごみ処理施設」という。)

## 二 排水基準

## イ 有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

有害物質の種類	排水基準(許容限度)
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアニン一ミリグラム
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
ひ素及びその化合物	一リットルにつきひ素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一・一・一・トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一・一・二・トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三・ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム

ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきほう素一〇ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの 一リットルにつきほう素二・三〇ミリグラム 海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきふっ素八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	海域に排出されるもの 一リットルにつきふっ素一・五ミリグラム 一リットルにつきアンモニウム性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム
備考	
一	この表の排水基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る排水基準に定める排水基準(昭和四十九年環境庁告示第六十四号。以下「排水の検定方法」という。)により検定した場合における検出値によるものとする。
二	「検出されないこと。」とは、排水の検定方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

ロ その他の排水の汚染状態に係る排水基準

項目	排水基準(許容限度)
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの 五・〇以上九・〇以下
生物学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一・二〇)
化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一・二〇)
浮遊物質質量(単位 一リットルにつきミリグラム)	二〇〇(日間平均一・五〇)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍油類含有量)(単位 一リットルにつきミリグラム)	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)(単位 一リットルにつきミリグラム)	三〇
フェノール類含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	五
銅含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	三
亜鉛含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	二
溶解性鉄含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
溶解性マンガン含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
クロム含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	二

大腸菌群数 (単位 一立方センチメートルにつき個)	日間平均三、〇〇〇
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一二〇 (日間平均六〇)
りん含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一六 (日間平均八)
備考	<p>この表の排水基準は、排水の検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>二 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>三 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>四 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>五 窒素含有量又はりん含有量についての排水基準は、窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件(昭和六十年環境庁告示第二十七号)に規定する湖沼及び窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る海域を定める件(平成五年環境庁告示第六十七号)に規定する海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>

別表第二(第四条、第十八条関係)

騒音に係る特定施設及び規制基準

一 特定施設

- イ 金属加工機械
  - (一) 圧延機械
  - (二) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)
  - (三) セン断機(原動機を用いるものに限る。)
  - (四) プラスト
  - (五) 高速切断機及びプラズマ切断機
  - (六) 研磨機(工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛板研磨機以外は、二台以上であること。)
- ロ クーリングタワー(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
- ハ ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る。)
- ニ ロータリーキルン
- ホ 重油バーナー(重油の使用量が一時五十リットル以上のものに限る。)
- ヘ 電気炉(変圧器の定格容量が千キロボルトアンペア以上のものに限る。)

備考

次に掲げる施設を除く。

- 一 鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に係る施設
- 二 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物
- 三 ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物
- 四 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により指定された地域内に係る同法第二条第二項に規定する特定工場等に設置される施設

二 規制基準

- イ 騒音の規制基準は、騒音規制法第三条第一項の規定に基づき知事(市の区域内の地域については、市長。以下この項において同じ。)が定める指定地域の区分ごと
- ロ イに掲げる騒音の規制基準は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和四十三年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第一号)第一条第一項備考第三号及び第四号に定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

別表第三(第五条関係)

届出の種類		届出書	添付書類
一	<p>特定施設の設置の届出 (条例第七条第一項)</p> <p>経過措置に伴う届出 (条例第八条第一項)</p> <p>条例第七条第一項第四号及び第五号 に掲げる特定施設の構造等の変更の 届出 (条例第九条第二項)</p>	<p>汚水に係る特定施設設置・使用・構 造等変更届出書(様式第一号その 一)</p>	<p>汚水に係る特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図</p> <p>汚水に係る特定施設の設置場所を示す図面</p> <p>汚水に係る特定施設を含む操業の系統の概要図</p> <p>汚水処理施設の設置場所を示す図面</p> <p>汚水等の処理の系統の概要図</p> <p>汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水の方法を示す図面</p> <p>工場排水等の公共用水域への排出の方法を示す図面</p>
二	<p>条例第七条第一項第一号及び第二号 に掲げる氏名等の変更の届出(条例第 九条第一項)</p>	<p>騒音に係る特定施設設置・使用・種 類ごとの数の変更届出書(様式第 一号その二・その三)</p> <p>氏名等変更届出書(様式第二号)</p>	<p>イ 騒音に係る工場又は事業場の付近の見取図</p> <p>ロ 騒音に係る工場又は事業場の建物の配置図</p> <p>ハ 騒音に係る特定施設の設置場所を示す図面</p>
三	<p>特定施設の使用の廃止の届出(条例第 九条第一項)</p>	<p>特定施設使用廃止届出書(様式第 三号)</p>	
四	<p>特定施設に係る届出者の地位の承継 の届出(条例第十二条第三項)</p>	<p>承継届出書(様式第四号)</p>	